

令和2年6月施術分より

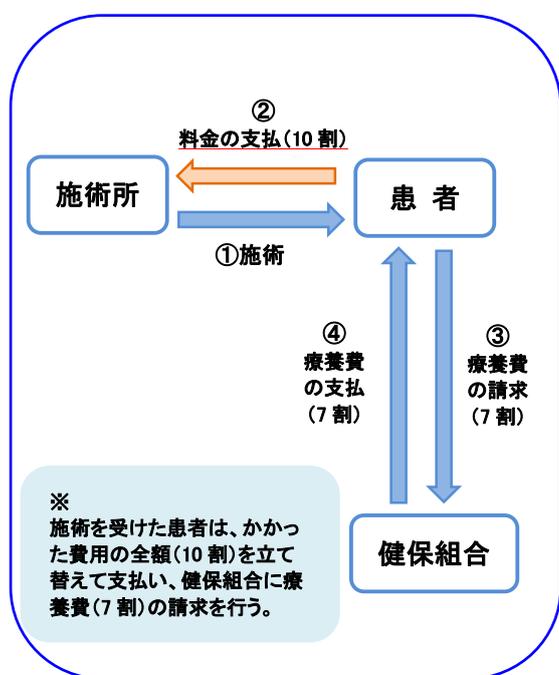
あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費について

受領委任制度を導入いたします。

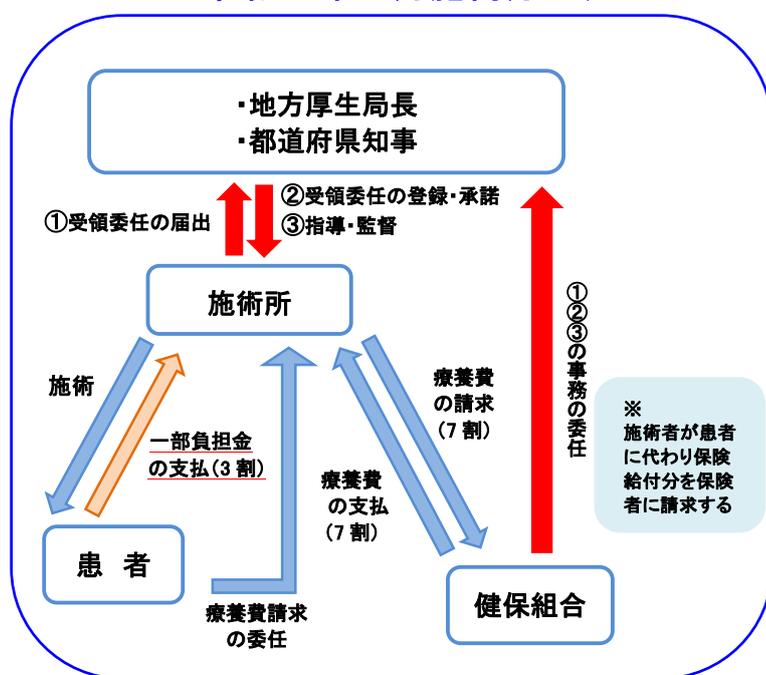
受領委任制度とは、行政と施術所が契約を締結することにより、一定のルールに基づく施術や療養費の申請を行う制度です。

支払方法は、原則償還払い(患者が一旦医療費の10割を負担し、健保組合への申請により保険給付分が払い戻される)ですが、受領委任制度の導入により、登録された施術者は患者に代わり保険給付分を健保組合に請求できるため、加入者の方は、これまでと同様に保険証を提示することにより、窓口での負担は一部負担金(3割又は2割)のみとなります。

【償還払い】



【受領委任払い】 ※令和2年6月施術分より



※契約を締結していない施術所で保険適用となる施術を受けた場合は一旦全額立替の上、当組合に申請ができます。(償還払い)。

施術者の皆さまへ

◆令和2年6月以降、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

- ・受療委任契約をされた施術者の方は、受領委任の取扱規程による適正な療養費の申請をお願いします。
- ・受療委任により療養費申請を行う場合は、受領委任の取扱い規程に示されている申請様式(様式第6号又は第6号の2)を使用してください。
- ・令和2年5月施術分までの申請については、従前どおりの代理受領方式による申請を受付いたします。
- ・令和2年6月以降の施術分は、受領委任による申請及び償還払いによる申請のみ受付ます。(代理受領方式による申請は、返戻させていただきます。)